

宜野湾市用途地域等検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、宜野湾市用途地域等検討調査業務委託(以下、「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務目的

本市では、都市計画の基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」の改定に向けて取り組んでいるところである。都市計画マスタープランに掲げる将来都市像等の実現に向けて、今後の土地利用の方向性について検討を行うとともに、具体的な都市計画を推進することが求められる。本業務は、市街地の発展動向分析など土地利用に関する現況及び課題を整理した上で、都市づくりの方向性にに基づき、用途地域等の見直し方針を策定することを目的とする。

3. 業務概要

- (1) 委 託 名 宜野湾市用途地域等検討調査業務委託
- (2) 発 注 者 宜野湾市
- (3) 業 務 内 容 宜野湾市用途地域等検討調査業務委託 特記仕様書のとおり
※特記仕様書は本プロポーザル実施時の内容であり、第1位受託候補者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで

4. 提案限度額

5,060,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

5. 応募資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までの間において、宜野湾市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (6) 過去5年間(平成28年度～令和2年度)に、国・地方公共団体等が発注する当該業務内容と同種又は類似業務の実績を有する者であること。

同種業務:用途地域指定(または見直し)方針作成業務、用途地域・地区計画に係る都市計画変更業務

類似業務:都市計画マスタープラン策定(改定)業務

- (7) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独、共同企業体ともに沖縄県内に本店又は支店、営業所を有している法人であること。
- なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)(2)(3)(4)(5)の要件を満たすものであること。
- (6)の要件は構成員の1者以上が満たすこと。

6. 実施要領等の配布

(1) 配布方法

宜野湾市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は下記配布場所にて配布する。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による配布は行わない。

(2) 配布場所

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 建設部 都市計画課(宜野湾市役所別館3階)

(3) 配布期間

令和3年7月1日(木)～ 令和3年7月8日(木)

午前8時30分～ 午後5時15分(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	提出書類	提出上の留意事項
①	応募申請書(様式1)	法人の完納証明書(事業所在地の市町村自治体で発行)を添付すること。 ※新型コロナウイルスに伴う納税の猶予制度を活用している場合は「納税の猶予許可通知書」の写し、又は納税猶予が確認できる納税証明書を添付すること。
②	企画提案書届出書(様式2)及び企画提案書(任意)	「(2)企画提案書の内容」を参照
③	会社概要書(様式3)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
④	業務実績書(様式4)	直近5年の業務実績(5.応募資格要件(6))に該当するものについて記載すること。なお、事業実績が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。
⑤	管理技術者、照査技術者、担当技術者の経歴等(様式5、様式6、様式7)	
⑥	業務実施体制(様式8)	
⑦	見積書	合計金額は消費税を含む金額とし、積算内訳を記載し、記名押印のうえ作成すること。 また、本業務委託を実施するための一切の費用を積算すること。

(2) 企画提案書の内容

① 業務の実施方針

本市の特性や市街地の発展動向及び土地利用に係る課題等を踏まえ、企画提案の基本的な考え方や着眼点について記載すること。

② 業務の実施体制及び業務スケジュール

見直し方針策定までの業務実施体制及び業務スケジュールについて記載すること。

③ 見直し方針策定に係る検討内容

本市の特性等、用途地域見直し方針策定のための検討内容、実現手法、その他独自の提案等について記載すること。

※7月1日より都市計画マスタープラン(原案)のパブリックコメントを実施しており、企画提案の参考にすること

(3) 企画提案書作成の留意事項

① A4 版片面印刷とし、表紙・目次を1ページ、企画提案書10ページ以内とする。

② 本文の文字サイズは注記等を除き、原則として11ポイント以上とする。

③ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

8. 受付期間等

(1) 応募申請書(様式1)

受付期間: 令和3年7月1日(木)～令和3年7月8日(木)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出部数: 1部

(2) 様式2～8、企画提案書、見積書

受付期間: 令和3年7月1日(木)～令和3年7月16日(金)

午前8時30分～午後5時15分(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出部数: 正本1部、写し8部(正本、写しともに長辺2ヵ所とじとする)

(3) 提出方法: 直接持参又は郵送

郵送により提出する場合は上記受付期間内に必着のこと(日曜日、土曜日、祝日及び時間外は受けつけない)。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(4) 提出先: 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 建設部 都市計画課(宜野湾市役所別館3階)

担当: 安仁屋、新崎

TEL: 098-893-4161(直通)

9. 質疑書

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑書(様式9)を提出すること。

(1) 受付期間: 令和3年7月1日(木)～令和3年7月8日(木)

(2) 提出方法: 様式9をE-mailで提出(E-mail: Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp)

(3) 回答日時: 令和3年7月12日(月)※予定

(4) 回答方法: 応募申請書の提出のあった全社へE-mailで送信する。

ただし、辞退した者は除く。

10. 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

11. 辞退

応募申請書(様式1)の提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面(様式は自由)で提出すること。

12. 審査及び受託候補者の選定方法

(1)選定方法

宜野湾市職員で構成する「宜野湾市用途地域等検討調査業務委託企画提案選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において受託候補者選定審査基準により審査し、受託候補者の選定を行う。なお、審査は非公開とする。

(2)審査方法

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション(対面方式)を実施することとし、あらかじめ開催日時を通知する。応募者多数の場合は「(3)審査項目及び審査基準」に示す第1次審査(書類審査)により5者程度を選考し、また応募者が1者の場合はその1者で行うこととする。

なお、新型コロナウイルスの感染状況等により、Web形式(Zoomを想定)でのプレゼンテーションへ変更となる場合があることに留意する。Web形式での審査となった場合、Web形式で使用するアプリケーション及びID等については後日通知する。Web形式で使用するアプリケーションによっては貴社にて主催者アカウントを取得していただく場合があることに留意する。

第1次審査の結果、プレゼンテーションの日時及び場所、プレゼンテーション形式については後日通知する。

【プレゼンテーションの実施について】

日 時	令和3年7月27日(火)
場 所	プレゼンテーション会場は後日通知する
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションは1者あたり、準備5分以内、説明15分以内、質疑10分程度とする。・参加人数は3名以内とする。管理技術者は必ず出席すること。・プレゼンテーションに必要な機材としてプロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他必要な機材は各自準備すること。・プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うもので、追加の資料や提案内容の変更は認めない。・プレゼンテーションの順番は、事務局においてくじにより決定する。

(3) 審査項目及び審査基準

【第1次審査(書類審査)】

- ①業務実績(同種業務、類似業務実績)
- ②配置予定技術者の経験及び能力(同種業務及び類似業務の実績)
- ③価格競争による評価(提案限度額から提案限度額の80%までを5等分して配点)
- ④地域精通度(単独または構成員の1人以上が宜野湾市内に本店支店又は営業所を有しているか)

【第2次審査(提案内容、プレゼンテーション等)】

- ⑤業務の理解度等(本市の特性や土地利用に関する課題等についての基本認識、業務の理解度)
- ⑥業務実施体制及び業務スケジュール(業務実施体制や業務分担の的確性、業務スケジュールの実現性や業務手順の妥当性)
- ⑦見直し方針策定に係る検討内容(的確性、独創性、実現性、専門性)
- ⑧取組姿勢(説明のわかりやすさ、意欲が感じられるか)
- ⑨応答の的確性(質疑への対応が迅速で的確か)

(4) 選定方法

- ①事務局において第1次審査に示す審査項目ごとに採点を行い、選定委員において第2次審査に示す審査項目ごとに採点を行う。各選定委員が第1次審査と第2次審査の合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を第1位順位受託候補者とする。
- ②上記①において1位とされた者が同数であった場合、第1次審査と第2次審査の合計点が高い者を第1位受託候補者とする。
- ③上記②において、第1次審査と第2次審査の合計点と同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を受託候補者とする。
- ④上記③において2位とされた者が同数であった場合、提案金額が最も低い者を受託候補者に選定する。
- ⑤上記①～④に係らず、各委員の第2次審査の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は選定できない。
- ⑥応募申請者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、本業務委託を遂行し完了する能力があると委員会において判断した場合、当応募申請者を本業務委託に係る受託候補者とする。

(5) 選定結果の通知等

選定結果については、選定結果通知書を送付する。なお、選定内容については公表しないものとし、選定結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

13. 委託契約

第1位受託候補者と委託内容について協議を行い、「宜野湾市用途地域等検討調査業務委託」の委託契約を行う。

ただし、本市と第1位受託候補者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と委託契約の協議を行う。

14. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期間を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 4. 提案上限額に定める金額を超えて見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 契約を締結又は履行することが困難と認められる場合

15. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提案された企画提案書について、後日、宜野湾市から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので留意すること。
- (4) 企画提案書作成のために宜野湾市から提供された全ての書類は、他に使用してはならない。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、全て応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (6) 参加を辞退した者が、これを理由として以後の選定等について不利益な扱いを受けるものではない。
- (7) 第1位受託候補者の決定後、契約締結までの間に契約候補者が5に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (9) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査又は議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- (10) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

16. プロポーザル実施スケジュール(予定)

令和3年7月 1日(木)	公募開始、応募申請書、質疑書、企画提案書等受付開始
令和3年7月 8日(木)	応募申請書、質疑書受付〆切
令和3年7月 12日(月)	質疑書に対する回答
令和3年7月 16日(金)	企画提案書等受付期間終了
令和3年7月 20日(火)	第一次審査結果及びプレゼンテーションの案内の通知
令和3年7月 27日(火)	企画提案プレゼンテーション
令和3年7月 30日(金)	選定結果通知
令和3年8月中旬	委託契約締結